

国際教養大学施設整備構想策定支援業務委託契約書

公立大学法人 国際教養大学 理事長 モンテ・カセム（以下「甲という。」と●●●●●●●●●●（以下「乙」という。）は、国際教養大学施設整備構想策定支援業務委託について次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務及び内容）

第1条 甲は、国際教養大学施設整備構想策定支援業務委託（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務費等）

第2条 委託費用は、総額●●●円（うち消費税及び地方消費税額●●●円）とする。委託費用の支払いについては、年度ごとに行うこととし、年度の業務完了後、請求を受けた月の翌月末日までに支払うものとする。

なお、各年度の支払予定額は次のとおりとする。

令和4年度 ●●●円

令和5年度 ●●●円

また、乙は、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納めなければならない。

※契約事務規程第22条により契約保証金を免除する場合は下線部分を削除

- 2 前項の規定にかかわらず、委託業務を行うため甲が必要があると認めるときは、乙は業務委託料の各年度の支払予定額の半額を上限に前金払を請求することができるものとし、甲は乙から前金払に係る適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は契約日から令和5年7月31日までとする。

（委託業務の処理方法等）

第4条 乙は、委託業務を別添国際教養大学施設整備構想策定支援業務仕様書等により、委託の本旨に従い善良な契約者としての注意をもって委託業務を処理するものとする。

- 2 乙は、委託業務の処理方法及び進捗状況について、必要な提案、報告を行い、定例若しくは随時に、甲と協議しながら委託業務を処理するものとする。

（検査及び引き渡し）

第5条 乙は、業務が完成したときは、甲の検査を受けて成果品を引き渡すものとする。検査日は甲の指示する日とする。

- 2 前項の検査に合格しないときは、乙は直ちにこれを修正し、甲の指示する日までに甲の再

検査を受けなければならない。この場合において、修正及び再検査に要する費用は、乙の負担とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約について委託業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この契約の履行により知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。また、委託業務に係るすべての資料（以下「関係資料」という。）を第三者に閲覧させてはならない。

- 2 乙は、関係資料について指示目的外の使用又は第三者への提供をしてはならない。
- 3 乙は、甲が別に指示する以外に関係資料の複写又は複製をしてはならない。
- 4 乙は、前3項について事故が発生したときは、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

(委託内容の変更)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合において、甲乙協議して委託業務の内容を変更することができる。

- (1) 事務の進行状況その他の事由により、仕様書等の内容を追加し、又は変更する必要があるとき。
- (2) 委託内容の追加、変更のため、所定の委託料の金額又は履行期限が著しく不相当であるとき。

(委託の解除)

第10条 甲又は乙は、相手方が正当理由なくして次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 甲又は乙が、当該契約に違反したとき。
- (2) 乙が、この契約を履行することができないと甲が認めたとき。
- (3) 乙の責に帰すべき事由により、委託業務を行う見込みがないと明らかに認められるとき。

(損害賠償)

第11条 乙及び従事者が委託業務の実施に際して、甲及び第三者に損害を与えたときは、乙は、

その損害を賠償する責めを負うものとする。

(契約の費用)

第12条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の原則)

第13条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(その他)

第14条 この契約に定めない事項、又はこの契約の条項に関する疑義については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を締結するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年 月 日

(委託者) 甲 秋田市雄和椿川字奥椿岱193-2

公立大学法人 国際教養大学
理事長 モンテ・カセム

(受託者) 乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による事務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による事務を実施するために甲から引き渡され、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約による事務の従事者に対して、次の事項を周知するものとする。

(1) 在職中及び退職後において当該事務に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用してはならないこと

(2) (1)に違反した場合は、秋田県個人情報保護条例(平成12年秋田県条例第138号)第52条、第53条又は第57条の規定により処罰されることがあること。

(3) その他当該事務に係る個人情報の保護に関し必要な事項

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務の実施にあたり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする